

一般社団法人 全国放課後連

公開質問状 回答用紙

日本共産党 回答

受付： 2026年2月3日

質問 1

放課後等デイの制度自体の認識についての質問

放課後等デイは、2012年の改正児童福祉法の施行により創設された制度です（児童福祉法6条の2の2第3項）。障害のある子どもたちの放課後や学校休業日における成長発達に寄与し、子どもたちの地域生活、家族の生活も支える重要な事業です。放課後等デイの中心にある価値は、「遊び・生活・集団（仲間）」であると考えています。これは、国会においても確認されています。たとえば、2024年3月22日参議院内閣委員会において、当時の加藤鮎子担当大臣は、「放課後等デイサービスは、障害のある就学児に対して授業の終了後又は学校の休業日に発達支援を行うものであり、子供と家族の育ちと暮らしを支える重要なサービスであると認識をしております。また、子供は、遊び、生活、集団の中での様々な体験や経験を通じて成長していくものであり、こうした視点を持ちながら支援を行っていくことも重要」と答弁しています（2023年3月17日参議院内閣委員会でも同様の答弁あり）。

放課後等デイは、障害のある子どもたちの生活を支える重要なものです、現状は、さまざまな問題が指摘されています。上記したような「放課後活動の価値」を無視したような事業所の参入や利潤だけを求める事業所（利潤追求型事業所）の増加による「活動・支援の質の低下」の問題、また、人材不足による現場の疲弊の問題などが指摘されています。さらに、虐待事案や不正請求などの問題も多数報告されています。いま、これらの問題をどのように解決していくべきかが問われています。

そこで、以下、お聞きします。

質問： 放課後等デイの制度について、問題意識を持っていますか？それはどのようなものですか？

① 問題意識を持っている

② 問題意識を持っていない

③ どちらとも言えない

上記回答をした具体的な理由（どのような問題意識か）

放課後等デイサービス（放デイ）は、日本が批准する子どもの権利条約第31条や障害者権利条約第30条にもとづいて、障害のある就学児の放課後や休日においての遊び、生活、集団の中で成長を支えるかけがえのない場です。18歳までは放デイで過ごせることから、親の就労保障としても大事な存在です。

24年11月現在、放デイを利用する児童は37万4540人、事業所数は2万1411ヶ所にのぼります。この中で一番参入の伸び率が高いのが営利法人です。学習塾のようなスタイルや、ピアノのレッスン、動画を見せるだけの事業所など、多様な実践がありますが、障害に寄り添う専門的な支援・対応がされていない事業所も多数あります。

日本共産党は選挙政策でも、「営利企業の参入が相次ぎ、本来の目的とかけ離れた事業所が増えてい」ることから、「専門的力量をもった職員を配置して、子ども一人ひとりに十分な支援ができるよう、…職員配置基準を抜本的に改善するとともに、職員研修ができる条件を整えます」と示しているところです。

放デイが、ただのあずかりの場でなく、子どもたちの成長を支える場としてふさわしい支援が安定的にできるよう、事業所まかせにせず、国や自治体が公的責任を果たすべきです。

質問2

「日割り・出来高払い」という報酬の仕組みについての質問

放課後等デイ事業所に対する報酬の支払われ方は、「日割り・出来高払い」という仕組みとなっています。この仕組みは、「その日に事業所を利用した子どもの分だけ」報酬が支払われる仕組みです。その日ごとに事業所の収入は変動し、インフルエンザや災害などにより子どもの利用がなくなると、事業所の収入はゼロとなる仕組みです。

他方で、放課後児童クラブ（学童クラブ）は、日割り出来高払いという仕組みではなく、その事業所全体としての利用児童数や開所日数などの要件を満たした場合に、子どもの欠席等に係なく、一定額が事業所に支払われる仕組みとなっています。

放課後等デイ事業は、安定的な運営が求められる児童福祉法上の事業であるにもかかわらず、報酬面が非常に不安定であり、常勤職員などの給与や賞与が安定的に支給できず、人材

の定着が困難な状態となっています。

そこで、以下、お聞きします。

質問： 放課後等デイ事業所の運営の不安定化を生じさせている「日割り・出来高払い」の仕組みについて、見直す考えはありますか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「〇」を入れてください。

- ① ある 【〇】
- ② ない 【】
- ③ どちらとも言えない 【】

上記回答をした具体的な理由

日割り・出来高払いから月払い・登録児童数にもとづいての報酬支払いに変えることが必要です。インフルエンザや災害などのほか、児童は体調の波があったり、複数の事業所に通う場合もあり、日割り・出来高払いでは、事業所が不安定な運営にかかります。

質問 3

利用者負担の無償化・軽減策についての質問

放課後等デイ事業は、利用児童の保護者に対して、原則1割の利用者負担が生じています。利用者負担の額には、上限月額が定められており、世帯の年間所得額に応じて、0円、4,600円、37,200円の3つの区分が設定されています。現在、0円世帯は全体の12.8%、4,600円世帯は74.4%、37,200円世帯は12.8%となっています（厚労省「障害福祉サービス、障害児給付費等の利用状況について」（2026年1月15日公表）より）。この中でも、37,200円世帯の負担感は大きく、家計への負担を抑えるために保護者による「利用控え」が生じています。放課後等デイ事業は、根本的には、障害のある子どもたちの放課後活動の権利を保障する事業であり、子どもの権利に根差したものです。利用者負担により、子どもの権利が侵害されている状況と言えます。

この数年、政府はこども施策の拡充をはかけており、子どもにかかる経済的負担について、無償化（たとえば、児童発達支援事業について、3～5歳の無償化）や軽減策を打ち出し、実施しています。また、一部の区市町村は、独自の無償化・軽減策を実施しています。しかし、障害児支援全体としては、いまだに無償化や軽減策についての議論が進んでいません。

区市町村のレベルで独自施策が進んでいることは評価できますが、これは、「隣の区市町村では無償でも自分の居住する自治体では有償のまま」というような「自治体レベルでの格差」を生じさせることにつながっています。障害児支援は、国の施策であるにもかかわらず、このような格差が生じるのは、非常に不合理であると考えています。

そこで、以下、お聞きします。

質問： 放課後等デイにおける利用者負担について、無償化・軽減策を講じる考えはありますか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「〇」を入れてください。

- ① ある 【 】
- ② ない 【 】
- ③ どちらとも言えない 【 】

上記回答をした具体的な理由

日本共産党は障害者自立支援法が導入されて以降、一貫して憲法や障害者権利条約にもとづき、障害児者の福祉・医療の利用料無償化を求めてきました。

国は子育ての負担軽減策にとりくみ始めていますが、なぜ障害児福祉（3～5歳は除く）がその中に含まれていないのか。本来なら、真っ先に所得制限をなくし無償化にすべき対象であるはずです。せめて所得制限をなくしてほしいという保護者の願いさえ自公政権は聞き入れてきませんでした。

自治体まかせにせず、国として障害児福祉を無償化すべきです。ちなみに、障害児福祉の利用料負担の年間総額は約200億円です。

質問4

2027年度（令和9年度）障害福祉サービス等報酬改定についての質問

2024年度報酬改定では、基本単価が引き下げられると同時に、新しい加算や加算要件の見直し等がなされました。その後の状況をみると、放課後等デイは、前年度比（令和5年度

決算と令和6年度決算の比較)で収支差率の平均がプラスとなりました(「令和7年障害福祉サービス等経営概況調査結果」)。これは、私どもを含め、現場の声を反映させた加算の見直しがあったためです。放課後等デイは、「障害児通所・訪問サービス」の中で唯一プラスとなり、収支差率の平均値が9.1%という数値になりましたが、その内実をみると、平均値は9.1%でありながら、「中央値」は2.7%に過ぎません(上記「結果」第25表参照)。私どもとしては、この中央値こそ、現場の実態を反映させた数値であると考えています。

他方で、これまでの報酬改定では、この「収支差率の平均値」が重要視され、その平均値が上昇した事業は、報酬単価が引き下げられるということが行われてきました。そのため、次期2027年度(令和9年度)報酬改定では、放課後等デイの報酬単価が引き下げられると予想しています。

上述したように、放課後等デイは、平均値と中央値を比べたときに、平均値の方が大きくなっていますが、この場合には、一部の大きな値が平均を押し上げていること、また、その開きが大きければ大きいほどデータのばらつきが大きいことが示唆されます。現に、放課後等デイの収支差率の分布はばらつきが大きく、収支差率が25%を超えるような事業所、さらには、50%超えるような事業所の数が多く、平均値を引き上げていることがわかります(同上)。このような状況で、平均値だけを取り出して、報酬の引き下げを行うことは、非常に乱暴です。仮に、そのようなことが行われれば、中央値付近で運営をしている事業所は更に運営が厳しくなり、処遇の引き下げや人員削減を迫られる可能性が出てきます、さらに、「中央値以下」で運営している事業所にとっては事業所の閉鎖等も検討しなければならないなど、まさに死活問題となると考えています。

そこで、以下、2点お聞きします。

質問： ①貴党は、2027年度障害福祉サービス等報酬改定(障害福祉サービスの報酬全体)に対して、どのような見解をお持ちですか？

※以下、該当の回答欄(【 】内)に「○」を入れてください。

- ① 報酬単価は引き上げるべき 【]
- ② 報酬単価は引き下げるべき 【]
- ③ どちらとも言えない 【]

上記回答をした具体的な理由

障害福祉分野は空前の物価高が続く中で運営が厳しく、福祉労働者が高齢化し、慢性的な人手不足が常態化しています。27年度報酬改定で、安定した運営ができるよう、基本報酬

単価の引き上げを確実におこなうべきです。

質問： ②また、特に、放課後等デイの報酬の改定についてどのような見解をお持ちですか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「〇」を入れてください。

- ① 報酬単価は引き上げるべき 【〇】
- ② 報酬単価は引き下げるべき 【 】
- ③ どちらとも言えない 【 】

上記回答をした具体的な理由

放デイが「収支差率」の「平均値」が高いことを理由にして、27年度の報酬改定で基本報酬が引き下げられるようなことがあってはならないことです。「中央値」こそが現場の実態をあらわしていると当事者のみなさんが実感しており、「もうかっている」事業所を理由に基本報酬を引き下げるのではなく、基本報酬は引き上げるべきです。

なお、厚労省は今年の6月から始まる臨時報酬改定において、新規参入の4種の事業所に向けて基本報酬を1～3%弱下げるなどを検討していることが明らかになりました。「事業所数の伸びが著しく、収支差率も高いサービスについて、制度の持続可能性を図る臨時応急的な方策」が目的です。この中には放デイも含まれています。27年度の報酬改定に大きな影響をおよぼすことが危惧されます。

質問5

放課後等デイ事業従事者の処遇状況についての質問

障害福祉分野の賃金水準は平均30.8万円であり、全産業平均の38.6万円との間に7.8万円もの差があります（2024年12月11日第50回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム「資料1」11頁より）。2024年度におけるこの差は6.5万円でした。つまり、もとから開いていた差が、1年間でさらに1.3万円も開いたことになります。この数年、厚労省・こども家庭庁は、障害児者福祉分野の処遇改善を段階的に実施していますが、全産業との開きは縮

まるどころか、開いているということです。また、放課後等デイに目を移すと、2025年7月の平均給与額は283,910円であり、障害福祉全体の下から2番目の低さとなっています（同上資料19頁）。

今般、政府は、令和7年補正予算、令和8年度予算案において、介護・福祉職員・障害福祉従事者の処遇改善についての具体策を提示しました。処遇改善の施策が拡充されることは肯定できることですが、そこで示されたのは、障害福祉従事者については、「従事者1人当たり、月1万円の引上げ」という内容です。この内容では、到底、全産業平均との差は縮まりません。

そこで、以下、お聞きします。

質問： 放課後等デイ従事者を含む、障害児者福祉分野従事者の処遇改善について、現状示されている「従事者1人当たり、月1万円の引上げ」を超える処遇の改善を行い、全産業平均との差をより縮める考えはありますか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「○」を入れてください。

- ① 「月1万円」を超える引き上げを行う考えはある 【○】
- ② 「月1万円」を超える引き上げを行う考えはない 【 】
- ③ どちらとも言えない 【 】

上記回答をした具体的な理由

障害福祉分野の賃金平均が30・8万円で全産業平均との間に7・8万円もの差がある中で、放デイの平均給与額は283910円とさらに低い給与となっています。27年度の報酬改定を待たず、月1万円の引き上げに踏み出さざるを得ないのは、みんなの運動の成果でもあります。早急に全産業並みへ給与を引き上げることが必要です。

職員が放デイにやりがいをもって定着できるようになることは、熟練した福祉労働者を育てるにつながり、子どもたちの発達や成長のためにとても重要なことです。

以上